

報道関係各位

2014年12月1日

当社管理建物の相続人(事業承継者)様をサポート 「相続税納税資金ローン」サービスを開始!

大東建託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：熊切直美）は、グループ会社の大東ファイナンス株式会社を通じて、当社グループで管理する建物の相続人（事業承継者）様を資金面でサポートする「相続税納税資金ローン」サービスを12月1日より開始しましたのでお知らせいたします。

■ 管理建物の賃料より差し引き返済が可能

2015年1月に施行される相続税法改正（基礎控除引き下げ及び税率見直し）は、課税対象者の拡大・納税額の増加と共に手元の現預金だけでは納税資金を賄えない相続人が増加するものと予測されます。今回開始する「相続税納税資金ローン」は、当社管理建物オーナー様（2014年10月末現在7.4万人）に相続が発生した際に、当該建物の取得が確定した相続人（事業承継者）様に対し、相続申告時に必要な納税額をご融資するサービスです。

返済（元利均等）は、当社グループで一括借上げをする管理建物の賃料から差し引くことを可能にし、オーナー様の負担を軽減しています。また、当社グループ管理建物以外の不動産売却等により相続税を一括納付する場合のつなぎ融資もご用意しています。

■ 融資概要

項目	内容
融資元	大東ファイナンス株式会社（大東建託株式会社100%出資）
融資対象者	大東建託グループ管理物件を取得されることが確定し、「賃貸経営受託システム」を継続される相続人（事業承継者）の方
融資金額	相続税納税額＋登記費用を限度とし、当社が認めた額（最大5千万円）
連帯保証人	70歳未満の法定相続人より1名以上
融資利率	①長期ローンタイプ：変動金利 短期プライムレート＋1.0%（H26.11月2.475%） ②つなぎ融資タイプ：固定金利 短期プライムレート連動（H26.11月1.475%）
借入期間	①長期ローンタイプ：20年（240回）以内 ※一括借上保証期間内 ②つなぎ融資タイプ：1年以内
融資事務手数料	50,000円＋消費税
返済方法	①長期ローンタイプ：元利均等毎月返済 返済対象物件の賃料より差し引き返済 ②つなぎ融資タイプ：元金一括返済（利息は毎月返済）不動産売却代金による返済

※借り入れについては審査がございます。各支店の営業担当者にお問い合わせ下さい。

以上

<この件に関するお問い合わせ>
大東建託株式会社・経営企画室
TEL (03)6718-9068